

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(特別高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
北海道	<p>【平成27年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①接続供給承諾書 ②系統連系承諾書(印有り) ③工事費負担金契約書 ※1 ①+③、または②+③をもって接続同意 ※2 ①、または②書類右肩の発行日と、③の契約締結日のうちいずれか遅い ほうが接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ②接続供給承諾書 ③系統連系承諾書(印有り) ④工事費負担金契約書 ※1 ①+④、②+④または③+④をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日と、④の契約締結日のうちいずれか遅い ほうが接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ②接続供給承諾書 ③系統連系承諾書(印有り) ④工事費負担金契約書 ※1 ①+④、②+④または③+④をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日と、④の契約締結日のうちいずれか遅い ほうが接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし	<p>【平成27年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①接続供給承諾書 ②系統連系承諾書(印有り) ※1 ①、または②をもって接続同意 ※2 ①、または②書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ②接続供給承諾書 ③系統連系承諾書(印有り) ※1 ①、②または③をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ②接続供給承諾書 ③系統連系承諾書(印有り) ※1 ①、②または③をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	・請求書
東北	<p>【平成27年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①接続供給承諾書 ②搬送供給承諾書 ③系統連系承諾書(印有り) ④工事費負担金契約書 ※1 ①+④、②+④または③+④をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日と、④の契約締結日のうちいずれか遅い ほうが接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾)&系統連系承諾書(印なし) ②接続供給承諾書 ③搬送供給承諾書 ④系統連系承諾書(印有り) ⑤工事費負担金契約書 ※1 ①+⑤、②+⑤、③+⑤、または④+⑤をもって接続同意 ※2 ①、②または④書類右肩の発行日と、⑤の契約締結日のうちいずれか遅い ほうが接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降、平成29年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)&託送供給承諾書(印なし) ②発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)&系統連系承諾書(印なし) ③系統連系承諾書(印有り) ④工事費負担金契約書 ※1 ①+④、②+④、または③+④をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日と、④の契約締結日のうちいずれか遅い ほうが接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成29年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし	<p>【平成27年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①接続供給承諾書 ②搬送供給承諾書 ③系統連系承諾書(印有り) ※1 ①、②、または③をもって接続同意 ※2 ①、②または③書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成28年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾)&系統連系承諾書(印なし) ②接続供給承諾書 ③搬送供給承諾書 ④系統連系承諾書(印有り) ※1 ①、②、③、または④をもって接続同意 ※2 ①、②、③または④書類右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月1日以降、平成29年3月31日までの連系承諾分】</p> <p>①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)&託送供給承諾書(印なし) ②発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾)&系統連系承諾書(印なし) ③系統連系承諾書(印有り) ※1 ①、②、または③をもって接続同意 ※2 ①の書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】</p> <p>①系統連系に係る契約のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(特別高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
東京	<p>【平成28年3月31までの承諾分】 ①託送供給の承諾のお知らせ ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日と②の最下段の契約締結日のうち、いずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の承諾分】 ①託送供給の承諾のお知らせ ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①右肩の発行日と②の最下段の契約締結日のうち、いずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし	<p>【平成28年3月31までの承諾分】 ①託送供給の承諾のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の承諾分】 ①託送供給の承諾のお知らせ ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	・請求書
中部	<p>【平成27年3月31までの連系承諾分】 工事費負担金契約書 or 連系工事費負担金契約書(※) ※1 契約締結日が接続同意日 ※2 締結契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月頃以降、平成28年3月頃までの連系承諾分】 ①-1発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ①-2添付資料 ②工事費負担金契約書 or 連系工事費負担金契約書(※)</p> <p>【平成28年4月頃以降の連系承諾分】 ①-1発電設備等に関する契約申込みに対する回答について(承諾) ①-2添付資料 ②工事費負担金契約書 or 連系工事費負担金契約書(※)</p> <p><平成27年3月31までの連系承諾分、平成27年4月頃以降、平成28年3月頃までの連系承諾分および平成28年4月頃以降の連系承諾分 共> 連系工事費負担金契約書は、販売先未定の発電者がからのお申込みに対する工事費負担金契約書の名称</p> <p><平成27年4月頃以降、平成28年3月頃までの連系承諾分と平成28年4月頃以降の連系承諾分 共></p> <p>(1) 鮎社→新電力または新設の場合 ※1 ①と②の締結をもって接続に同意。(②は①の別添書面) ただし、協議により②が①-2となる場合もございます。その場合、①-1と①-2をもって接続に同意。 ※2 ①と②の契約締結日が接続同意日 ①-1と①-2の場合、①-2の最下段の接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>(2) 新電力→新電力の場合、新電力が販売先未定事業者の販売先となつた場合 ※1 ①-1と①-2をもって接続に同意。 ※2 ①-2の最下段の接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成27年3月31までの連系承諾分】 系統連系契約書 ※1 契約締結日が接続同意日 ※2 締結契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月頃以降、平成28年3月頃までの連系承諾分】 ①-1発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ①-2添付資料</p> <p>【平成28年4月頃以降、平成28年3月頃までの連系承諾分】 ①-1発電設備等に関する契約申込みに対する回答について(承諾) ①-2添付資料</p> <p><平成27年4月頃以降、平成28年3月頃までの連系承諾分と平成28年4月頃以降の連系承諾分 共></p> <p>※1 ①-1と①-2をもって接続同意 ※2 ①-2の最下段の接続契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	・請求書	
北陸	<p>①連系に関する契約書 ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の契約締結日と②の契約締結日のうちいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし	<p>①連系に関する契約書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の契約締結日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	・請求書

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(特別高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合		
	工事費負担金がある(1円以上)場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
関西	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ①受電側接続検討申込みおよび接続供給契約申込みに対する回答について ②工事費負担金契約書</p> <p>【平成28年4月1日以降、平成28年6月頃までの連系承諾分】 ①受電側接続検討申込みおよび発電量調整供給兼基本契約申込みに対する回答について ②工事費負担金契約書</p> <p>【平成28年6月頃以降の連系承諾分】 ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①・②の書類右肩発行日および契約締結日のうち、いずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ①受電側接続検討申込みおよび接続供給契約申込みに対する回答について ②工事費負担金のご請求について</p> <p>【平成28年4月1日以降、平成28年6月頃までの連系承諾分】 ①受電側接続検討申込みおよび発電量調整供給兼基本契約申込みに対する回答について ②工事費負担金のご請求について</p> <p>【平成28年6月頃以降の連系承諾分】 ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金のご請求について ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①・②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
中国	<p>【平成27年1月26日省令改正までの接続申込受領分】 ①接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 優待供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 連系工事申込みに伴う検討結果について(ご回答) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発効日もしくは②の最下段の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月頃までの接続申込受領分】 ①接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 優待供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 連系工事申込みに伴う検討結果について(ご回答) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発効日もしくは②の最下段の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月頃以降、平成28年3月31日までの接続申込受領分】 ①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発効日もしくは②の最下段の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】 ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発効日もしくは②の最下段の契約締結日のいずれか遅い方が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【~平成27年1月26日省令改正までの接続申込受領分】 ①接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 優待供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 連系工事申込みに伴う検討結果について(ご回答) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月頃までの接続申込受領分】 ①接続供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 優待供給契約申込みに伴う検討結果について(ご回答) または 連系工事申込みに伴う検討結果について(ご回答) ②工事費負担金契約書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年4月頃以降、平成28年3月31日までの接続申込受領分】 ①発電設備等契約申込みに対する回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】 ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
四国	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ①系統連系に係る契約締結のご案内 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】 ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「別添書類一系統連系に係る契約締結のご案内ー3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】 ①当社電力系統への発電設備の連系承認について(特別高圧) ②当社電力系統への発電設備の連系承認について(特別高圧) ③融資書</p> <p>※1 ①もしくは②+③をもって接続同意 ※2 ③の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日≠接続同意日 接続契約日は、①もしくは②の右肩の発行日が接続契約日</p>	<p>【平成28年3月31日までの連系承諾分】 該当書類なし</p> <p>【平成28年4月1日以降の連系承諾分】 ①発電設備等に関する契約申込みの回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の別添書類一系統連系に係る契約締結のご案内ー3. 系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	・系統連系工事に係る工事費負担金の請求について

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者以外の者による買取(特別高圧)

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称	
	工事費負担金がある(1円以上)場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
九州	<p>【平成27年1月25日までの接続申込受領分】</p> <p>①工事費負担金契約書 ②系統連系承諾通知書(求められた場合のみ) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の締結日が接続同意日 ②の書類右肩の発効日が接続同意日(①と同一日) ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年1月26日以降、平成28年3月31までの接続申込受領分】</p> <p>①接続契約のご案内 ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の本文中の「2.接続に係る契約の成立について」 ②の日付が接続同意日 ③の契約日が接続同意日(①と同一日) ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】</p> <p>①発電設備等要約申込みに対する回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の書類右肩の発効日が接続同意日 ②の契約日が接続同意日(①と同一日) ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし	<p>【平成27年1月25日までの接続申込受領分】</p> <p>①工事費負担金契約書 ②系統連系承諾通知書(求められた場合のみ) ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の締結日が接続同意日 ②の書類右肩の発効日が接続同意日(①と同一日) ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成27年1月26日以降、平成28年3月31までの接続申込受領分】</p> <p>①接続契約のご案内 ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の本文中の「2.接続に係る契約の成立について」 ②の日付が接続同意日 ③の契約日が接続同意日(①と同一日) ※3 接続契約日=接続同意日</p> <p>【平成28年4月1日以降の接続申込受領分】</p> <p>①発電設備等要約申込みに対する回答について(承諾) ②工事費負担金契約書 ※1 ①+②をもって接続同意 ※2 ①の書類右肩の発効日が接続同意日 ③の契約日が接続同意日(①と同一日) ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし
沖縄	<p>①発電設備等要約申込みに対する回答について(承諾) ②発電設備等に関する要約申込みの回答について(承諾) ※1 ①または②をもって接続同意 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>①発電設備等要約申込みに対する回答について(承諾) ②発電設備等に関する要約申込みの回答について(承諾) ※1 ①または②をもって接続同意 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	<p>①発電設備等要約申込みに対する回答について(承諾) ②発電設備等に関する要約申込みの回答について(承諾) ※1 ①または②をもって接続同意 ※2 ①または②の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日</p>	該当なし

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。

※中部電力株式会社の記載について連系承諾時期単位で整理しましたので、更新いたしました。(平成29年8月31日)。

※東北電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合および工事費負担金がない(0円)場合の【H29年4月1日以降の連系承諾分】に「①系統連系に係る契約のご案内」の書類を追記しました。(平成31年1月29日)

※九州電力株式会社の記載について、誤りがありましたので、修正いたしました。(平成31年1月29日)